

社会福祉法人北筑前福祉会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人北筑前福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したとき、または、理事会及び評議員会以外の日において、法人の業務にあたったときは、別記1により報酬を支払うことができる。

- 2 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。ただし、理事長については別記2の限度額内で報酬を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

この規程は、平成31年2月4日に改正し、平成31年4月1日から施行する。(第3条)

別記1

名称	源泉所得税額を 控除した報酬額 (1日)
理事会・評議員会出席	10,000円
会議以外の法人の業務	10,000円

別記2

理事長報酬(年間)	10,000,000円
-----------	-------------